

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和8年久喜市選挙管理委員会第2回
開催年月日	令和8年1月26日（月）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前9時38分まで
開催場所	久喜市役所 会議室棟 第1会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員
欠席委員（者）氏名	森田静也 委員長職務代理
説明者の職氏名	選挙係長 蓮実純夫
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 斧田直樹 選挙管理委員会事務局選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 中島宗久 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 長谷川凜
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告

	9 閉会
配 布 資 料	議案書 選挙人名簿登録者数・在外選挙人名簿登録者数一覧
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

議長（飯島委員長）

ただ今から、令和8年久喜市選挙管理委員会第2回を開会いたします。
本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

2 会議録署名委員

議長（飯島委員長）

まず始めに、日程第2の会議録署名委員の指名ですが、今日はどなたで
しょうか。

事務局（蓮実係長）

橋本委員です。

議長（飯島委員長）

それでは、橋本委員さん、よろしくお願ひします。

3 報告

議長（飯島委員長）

次に、本日の日程第3の報告でございますが、報告第1号「選挙期日等
の決定について」、事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

埼玉県選挙管理委員会から送付された主要日程のとおり、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の期日等について報告します。

【内容】

選挙期日の公示日 令和8年1月27日（火）

選挙（審査）期日 令和8年2月 8日（日）

議長（飯島委員長）

ただ今の報告について、何かございますか。

無ければ、次に、報告第2号「啓発宣伝計画について」、事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

埼玉県が実施する第51回衆議院議員総選挙における啓発事業計画に併せて、本市が実施する啓発宣伝計画を定めました。内容としましては、全有権者を対象としたチラシによる啓発、ホームページやSNSを活用した啓発、視覚障がい者を対象とした入場整理券への点字シールの貼り付け等を計画しました。

議長（飯島委員長）

ただ今の報告について、何かございますか。

無いようでしたら、次に、日程第4の議案の上程でございますが、本日の議案は16件でございます。

4 議案の上程

5 提案理由の説明

6 議案に対する質疑

7 討論・採決

議長（飯島委員長）

それでは、議案第11号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第12号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括して上程いたします。事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区は、56,842人、菖蒲地区は、15,668人、栗橋地区は、23,072人、鷲宮地区は、31,872人となります。

今回の選挙人名簿登録者数は、前回定時登録時と比較して、男42人増の63,274人、女10人増の64,180人となり、総計52人増の127,454人となります。

<新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧>

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第11号及び議案第12号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 (飯島委員長)

異議なしと認め、両案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第13号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局 (蓮実係長)

<議案朗読>

今回の登録で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性34人、女性59人、総計93人となります。

<在外選挙人名簿登録の申請者について(通知)を供覧>

議長 (飯島委員長)

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第13号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 (飯島委員長)

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第14号「投票所の指定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局 (蓮実係長)

<議案朗読>

衆議院議員総選挙執行における投票所40か所を指定するものです。令和7年の参議院通常選挙執行時から変更がある投票所が、1か所ございます。

第16投票区投票所について、建物の耐震性に問題があることから、農村センターから江面小学校に変更としております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第14号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第15号「開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

2月5日の開票立会人の届出締め切り後、翌日の2月6日午前9時から久喜市役所第1会議室において、必要があればくじ引きを行うものです。

なお、開票立会人の数は、3人以上10人以下、同一政党は2人までとなっております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第15号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第16号「開票の日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

開票の日時を従前どおり、令和8年2月8日の午後9時から、開票の場所を毎日興業アリーナ 久喜 メインアリーナとするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第16号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第17号「投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

公示日の立候補受付締切以降、くじを行い、氏名等掲示の順序を決定するくじを議案のとおり行うものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第17号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第18号「裁判官氏名等掲示の場所について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条の規定により、投票所の入口又は公衆の見やすい場所に1投票区につき1か所、裁判官の氏名等掲示をするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第18号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第19号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

第1～第40投票区における投票管理者及びその職務代理者を選任するものです。選任に当たっては、全ての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第19号は、原案どおり決定することにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第20号「投票所の投票立会人の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

第1～第40投票区における投票立会人を選任するものです。選任に当たっては、全ての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第20号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第21号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

1月28日から2月7日までの11日間、各期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を選任するものです。選任に当たっては、全ての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第21号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第22号「期日前投票所の投票立会人の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

各期日前投票所における投票立会人を選任するもので、全ての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第22号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

ここで次の議案についてですが、事務局から除斥事項の説明があります。

事務局（蓮実係長）

議案第23号から26号までの議案につきましては、小選挙区及び比例代表選出議員選挙における開票管理者とその職務代理者の選任に係る議案でございます。

議案では、委員の皆様を選任することとさせていただいておりますが、地方自治法第189条第2項の規定により、当該委員は議案の審議に参加することができない除斥事項に該当することとなります。しかしながら、同項但し書きの規定によりまして、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができることとされております。

議案第23号は飯島委員長、議案第24号は橋本委員、議案第25号は森田委員長職務代理、議案第26号は飯田委員の除斥事項となります。

議長（飯島委員長）

議案第23号から26号までについては、地方自治法第189条第2項

本文の規定に該当し、当該委員の除斥事項となりますが、同項但し書きの規定により、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができます。皆様同意していただけますでしょうか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

皆様からの同意をいただきましたので、地方自治法第189条第2項但し書きの規定を適用することとして議事を進めます。

次に、議案第23号「開票管理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院小選挙区選出議員選挙の開票管理者に飯島委員長を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第23号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第24号「開票管理者の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院小選挙区選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に橋本委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第24号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第25号「開票管理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者に森田委員長職務代理を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第25号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第26号「開票管理者の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に飯田委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第26号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

8 諸報告

議長（飯島委員長）

続きまして、日程第8の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

事務局（斧田事務局長）

ありません。

9 閉会

議長（飯島委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年6月1日

委員長 飯島 光

署名委員 橋本 勉